

2013(平成 25)年 2月 21日

各位

東燃ゼネラル石油株式会社 東京都港区港南一丁目8番15号 代表取締役社長 武藤 潤 (コード番号5012、東証第一部) 問合せ先: EMGマーケティング合同会社

Tel: 03-6713-4400

広報渉外本部

# 取締役退職慰労金制度の廃止及び株式報酬型ストックオプションの導入について

東燃ゼネラル石油株式会社(本社:東京都港区、社長:武藤潤、以下「当社」)は、本日開催された当社取締役会において、取締役退職慰労金制度を廃止することを決議し、併せて株式報酬型ストックオプションを導入することについて、平成 25 年 3 月 26 日に開催する予定の当社第 93 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、それぞれ詳細を下記のとおりお知らせします。

記

# 1. 取締役退職慰労金制度の廃止について

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として、平成25年7月1日付で取締役退職慰労金制度を廃止します(注1)。また、平成25年3月26日に開催される予定の当社定時株主総会後も、引き続き在任する取締役に対しては、退職慰労金制度廃止時までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給することとし、各取締役の退任後に支払います。なお、取締役に対する退職慰労金の打ち切り支給についても、当該定時株主総会に付議します。

## 2. 株式報酬型ストックオプションの導入について

当社は、当社の取締役<sup>(注2)</sup>に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権(新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とする新株予約権、以下「本ストックオプション」)を割り当てることとします。本ストックオプション導入の目的は、当社の取締役が株価の変動に関わる利害を株主の皆さまと共有し、企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるためです。なお、取締役に対する本ストックオプションに関する報酬等についての議案につきましても、当該定時株主総会に付議します。当社の取締役<sup>(注2)</sup>に対して割り当てる本ストックオプションの詳細は次のとおりです。

## ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」)は 100 株とする。なお、本議案の決議の日(以下「決議日」)以降、当社が、当社普通株式の株式分割(注3)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割(注3)または株式併合の比率

また、決議日以降、付与株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当社はこれに準じ合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

#### ② 新株予約権の総数

取締役(注2)に対して割り当てる新株予約権の総数 4,000 個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

## ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額(100 円)とする。

# ④ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」)の翌日から30年間とする。

# ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要することとする。

#### ⑥ 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者は、割当日の翌日から4年経過後または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとし、その他の新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

- (注1) ただし、取締役退職慰労金制度の廃止に伴って必要とされる当社確定給付企業年金規約の変更に関して、厚生労働省からの認可を受けることを前提とする。
- (注2) 社外取締役を除く。
- (注3) 当社普通株式の株式無償割り当てを含む。

以上